

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【公表番号】特表2017-519382(P2017-519382A)

【公表日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-026

【出願番号】特願2016-557916(P2016-557916)

【国際特許分類】

H 04 N 21/462 (2011.01)

H 04 N 21/84 (2011.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 21/462

H 04 N 21/84

G 06 F 13/00 550 A

G 06 F 13/00 540 P

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月16日(2018.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータ化されたクライアント装置であって、

サービス・プロバイダ・ネットワークと通信するように構成されたネットワーク・インターフェースと、

ユーザ・インターフェースと、

前記ネットワーク・インターフェース及び前記ユーザ・インターフェースとデータ通信するデジタル・プロセッサ装置と、

前記デジタル・プロセッサ装置とデータ通信する記憶装置であって、前記デジタル・プロセッサ装置上で実行されると、

受信する第2の時点の所定の近傍内の第1の時点に生成されたライブにデジタル的にレンダリングされたメディア・ストリームに関連付けられたネットワーク・データ構造を受信し、

前記ネットワーク・データ構造に少なくとも部分的に基づいてサービス・プロバイダから複数のコンテンツ部分のうちの少なくとも、第1の解像度によるデジタル的にレンダリングされた映像コンテンツを含む第1の部分と、第2の解像度によるデジタル的にレンダリングされた映像コンテンツを含む第2の部分をダウンロードし、

ローカル・データ構造を生成し、

前記複数のコンテンツ部分の前記第2の部分のみを、当該コンピュータ化されたクライアント装置とデータ通信する記憶装置内の第1の対応する場所に記憶し、

前記複数のコンテンツ部分の置き換え部分のために前記ネットワーク・データ構造を参照し、

前記置き換え部分を前記記憶装置内の第2の対応する場所に記憶し、

前記ローカル・データ構造を、前記複数のコンテンツ部分のうちの前記記憶された第2の部分及び前記記憶された置き換え部分の場所に対応するデータで更新し、

前記ローカル・データ構造を、前記ライブ・メディア・ストリームの再生のための少なくとも1つの正当な地理的位置を含むデジタル著作権管理(DRM)情報で暗号化し符号化する、

よう構成された少なくとも1つのコンピュータ・プログラムを含む、記憶装置と、を備える、コンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項2】**

前記ネットワーク・データ構造は、1つ又は複数のメタデータ要素と、前記複数のコンテンツ部分の前記第1の部分及び前記第2の部分をダウンロードすることができる場所のリストとを含むストリームマニフェストを含む、請求項1に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項3】**

前記複数のコンテンツ部分の前記第1の部分及び前記第2の部分は、前記1つ又は複数のメタデータ要素に少なくとも部分的に基づいて決定される場所の前記リストのサブセットからダウンロードされる、請求項2に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項4】**

前記複数のコンテンツ部分のうちの少なくとも前記第1の部分がデジタル的にレンダリングされた映像コンテンツを含み、前記複数のコンテンツ部分のうちの少なくとも第2の部分がデジタル的にレンダリングされた二次コンテンツを含む、請求項1に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項5】**

前記複数のコンテンツ部分のうちの少なくとも前記第1の部分が、第1のアクセス制御制限を有するデジタル的にレンダリングされた映像コンテンツを含み、前記複数のコンテンツ部分のうちの少なくとも前記第2の部分が、第2のアクセス制御制限を有するコンテンツを含む、請求項1に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項6】**

コンピュータ化されたクライアント装置であって、  
サービス・プロバイダ・ネットワークと通信するように構成されたネットワーク・インターフェースと、

前記ネットワーク・インターフェース及び前記ユーザ・インターフェースとデータ通信するデジタル・プロセッサ装置と、

前記デジタル・プロセッサ装置とデータ通信するディスプレイ装置と、  
前記デジタル・プロセッサ装置とデータ通信する記憶装置であって、前記デジタル・プロセッサ装置上で実行されると、

デジタル・メディア・ストリームに関連付けられたローカル・ストリーム・マニフェストを取り出し、

前記ローカル・ストリーム・マニフェストに少なくとも部分的に基づいて、記憶デバイスから1つ又は複数のコンテンツの塊を取り出し、

前記ローカル・ストリーム・マニフェストに基づいて、取り出された前記1つ又は複数のコンテンツの塊から前記デジタル・メディア・ストリームを再構築し、

前記デジタル・メディア・ストリームの、当該コンピュータ化されたクライアント装置に関連付けられた1つ又は複数のユーザ選好に関するデータに少なくとも部分的に基づいてパーソナライズされている仮想チャネルの一部として前記デジタル・メディア・ストリームの表示を含む表示を、前記ディスプレイ装置を介して発生させる、

よう構成された少なくとも1つのコンピュータ・プログラムを含む、記憶装置と、を備える、コンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項7】**

前記ローカル・ストリーム・マニフェストは、1つ又は複数のメタデータ要素と、前記1つ又は複数のコンテンツの塊が、当該コンピュータ化されたクライアント装置に配置された前記記憶デバイスに記憶されている場所のリストとを含む、請求項6に記載のコンピ

ユータ化されたクライアント装置。

**【請求項 8】**

前記 1 つ又は複数のコンテンツの塊は、前記 1 つ又は複数のメタデータ要素に少なくとも部分的に基づいて場所の前記リストのサブセットから取り出される、請求項 7 に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項 9】**

前記 1 つ又は複数のメタデータ要素は、( i ) 解像度と( ii ) コーデックの種類とのうちの少なくとも 1 つに関するデータを含む、請求項 8 に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項 10】**

前記ローカル・ストリーム・マニフェストは、1 つ又は複数の第 1 の広告の塊が挿入される広告挿入タイムスタンプの少なくとも 1 つの表示を含む、請求項 6 に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項 11】**

前記少なくとも 1 つのコンピュータ・プログラムは、前記デジタル・プロセッサ装置上で実行されると、

動的に決定される評価に少なくとも部分的に基づいて、前記広告挿入タイムスタンプにおける前記 1 つ又は複数の第 1 の広告の塊を差し替える

ようさらに構成された、請求項 10 に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項 12】**

前記少なくとも 1 つのコンピュータ・プログラムは、前記デジタル・プロセッサ装置上で実行されると、

前記 1 つ又は複数のユーザ選好に少なくとも部分的に基づいて、1 つ又は複数の第 2 の広告の塊を選択する

ようさらに構成された、請求項 11 に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項 13】**

前記少なくとも 1 つのコンピュータ・プログラムは、前記デジタル・プロセッサ装置上で実行されると、

前記 1 つ又は複数の第 2 の広告の塊が再生されたときを前記サービス・プロバイダ・ネットワークのエンティティに報告する

ようさらに構成された、請求項 10 に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項 14】**

前記少なくとも 1 つのコンピュータ・プログラムは、前記デジタル・プロセッサ装置上で実行されると、

前記デジタル・メディア・ストリームの 1 つ又は複数の部分を、ネットワーク・トラフィック、帯域幅の制約、及びコンテンツの種類のうちの少なくとも 1 つを含む 1 つ又は複数のパラメータに基づいて、優先順位付けする

ようさらに構成された、請求項 6 に記載のコンピュータ化されたクライアント装置。

**【請求項 15】**

コンピュータ化されたクライアント装置上でローカル・ストリーム・マニフェストからデジタル・メディア・ストリームを再生する、コンピュータ化された方法であって、

複数のコンテンツの塊を含む、ライブにデジタル的にレンダリングされたメディア・コンテンツであって、前記複数のコンテンツの塊のみの利用が、前記ライブにデジタル的にレンダリングされたメディア・コンテンツを第 1 の解像度でレンダリングするよう構成されているメディア・コンテンツを配信するよう構成されたネットワーク・ストリーム・マニフェストにしたがってサービス・プロバイダ・ネットワークから前記複数のコンテンツの塊をダウンロードすることと、

前記ネットワーク・ストリーム・マニフェストに少なくとも部分的に基づいてローカル・ストリーム・マニフェストを生成することと、

前記複数のコンテンツの塊のそれぞれをコンピュータ化されたクライアント装置上にあ

る記憶デバイスに記憶することと、

前記複数のコンテンツの塊とともに利用すると第2の解像度での表示が可能になるように構成された追加のコンテンツの塊が位置付けられているかもしれない1つ又は複数の場所に関する情報のために、前記ネットワーク・ストリーム・マニフェストを評価することと、

前記追加のコンテンツの塊を取得することと、

前記追加のコンテンツの塊及び前記複数のコンテンツの塊の両方の利用を介して、前記ライブにデジタル的にレンダリングされたメディア・コンテンツを前記第2の解像度でディスプレイ装置上にレンダリングすることと、  
を含む、コンピュータ化された方法。

**【請求項16】**

前記コンピュータ化されたクライアント装置に、前記コンピュータ化されたクライアント装置に関連付けられた加入者が、前記複数のコンテンツの塊をダウンロードする権限が与えられていることを検証させることをさらに含む、請求項15に記載のコンピュータ化された方法。

**【請求項17】**

コンピュータ化されたクライアント装置上でローカル・ストリーム・マニフェストからデジタル・メディア・コンテンツ・ストリームを再生する、コンピュータ化された方法であって、

ローカル・ストリーム・マニフェストを取り出すことと、

前記コンピュータ化されたクライアント装置の1つ又は複数の機能と互換性のない、少なくとも1つのコンテンツの塊を識別することと、

前記識別に少なくとも部分的に基づいて、前記ローカル・ストリーム・マニフェストにしたがって、前記コンピュータ化されたクライアント装置に配置されたローカル・メモリから1つ又は複数のコンテンツの塊を取り出すことと、

取り出された前記1つ又は複数のコンテンツの塊に少なくとも部分的に基づいて、デジタル・メディア・コンテンツ・ストリームを再構築することであって、前記コンピュータ化されたクライアント装置の前記1つ又は複数の機能と互換性のない、前記少なくとも1つのコンテンツの塊を取り出すことと、

少なくとも1つの追加のコンテンツの塊であって、取り出された前記1つ又は複数のコンテンツの塊を、前記コンピュータ化されたクライアント装置が、前記コンピュータ化されたクライアント装置の前記1つ又は複数の機能にしたがって前記デジタル・メディア・コンテンツ・ストリームをレンダリングすることが可能になるように増補する、少なくとも1つの追加のコンテンツの塊を受信することと、

前記デジタル・メディア・コンテンツ・ストリームを前記コンピュータ化されたクライアント装置において表示することと、  
を含む、コンピュータ化された方法。

**【請求項18】**

前記1つ又は複数のコンテンツの塊を、前記デジタル・メディア・コンテンツ・ストリームに関連付けられたコンテンツの塊のサブセットから、少なくとも1つの解像度とコーデックの種類とを識別するよう構成されたメタデータに少なくとも部分的に基づいて選択することをさらに含む、請求項17に記載のコンピュータ化された方法。